

戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金の請求を忘れていませんか？

戦没者等の遺族に対して特別弔慰金が支給されます。請求期限が近づいていますので、早めに手続きをお願いします。すでに提出した人については、審査決定後通知します。なお支給対象者の確認は、下の表を参考にしてください。

☎社会課 ☎295070

請求期限 平成30年4月2日

スタート

戦没者等の死亡当時のご家族・ご親族ですか？

いいえ

対象となりません

※支給対象者は、戦没者等の死亡当時生まれていた人に限ります。
ただし、戦没者等の子の場合は、死亡当時に胎児だった場合も含まれます

はい

平成27年4月1日において、順位が一番先になる遺族一人に支給されます。

※同順位の人が複数いる場合は、請求する人を一人決めてください

※平成27年4月1日において、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない人）が生存している場合は、その配偶者が先順位となることがあります

※平成27年4月1日以降、請求する人が死去した場合、その相続人が代理で請求することができます

戦没者等から見たあなたの続柄

①子ですか？

はい

対象となる可能性があります

いいえ

②父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる
可能性があります
1 父母
2 孫
3 祖父母
4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係の有無、改氏婚・養子縁組等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

いいえ

③上記以外の
三親等内親族
(甥、姪)
ですか？

はい

上記①または②の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者等と1年以上生計
関係を有していた

はい

対象となる可能性があります

いいえ

対象となりません

※この表は一般的な場合を想定しており、表によらない場合もあります。詳しくは社会課または総合支所、支所に問い合わせてください